省　令

○農林水産省令第七十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項ただし書及び第六条第一項第十一号の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号に次のように加える。

ホ　肉骨粉（牛由来の原料を原料として生産される普通肥料に限る。）又は当該肉骨粉を原料として生産される普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）又は原料の使用その他必要な措置が行われたものを除く。）

第一条第四号中「材料」の下に「（農林水産大臣が指定するものを除く。）」を加える。

第四条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「抑制する材料」の下に「又は第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年一月四日から施行する。